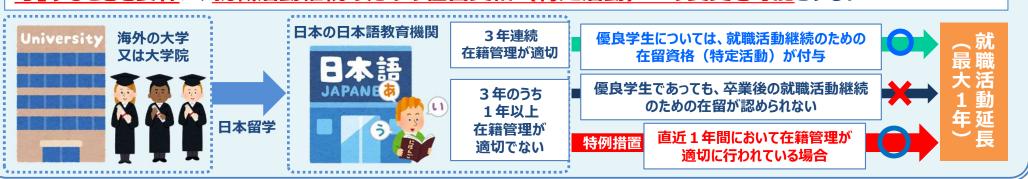
## 海外大学卒業外国人留学生の就職活動延長

## 課題

- 日本語学校在籍の留学生が卒業後に就職活動を継続する場合、「在籍校が3年連続在籍管理が 適切に行われていること※」という要件がある。
- 日本語学校在籍の留学生は、<u>在籍校が1年でも在籍管理を適切に行っていない場合、優良学生</u>であっても、卒業後の就職活動のための在留が認められない。
  - ※ 週28時間超の資格外活動などにより在留期間更新許可申請が不許可となった者などの問題在籍(前年の在籍者数に占める問題在籍者の割合)が5%以下等であること。

## 特例措置

日本語学校が推薦する優良学生については、在籍校が直近3年連続在籍管理を適切に行っていなくとも、<u>直</u>近1年間において在籍管理が適切に行われている場合、「卒業後の留学生の在留管理に特区自治体が関与」することを要件に、就職活動継続のための在留資格(特定活動)への変更を可能とする。



活用による効果

海外の専門性、日本で日本語力を身につけた優秀な留学生の就職促進、人手不足の解消、地域の国際競争力強化が可能に!